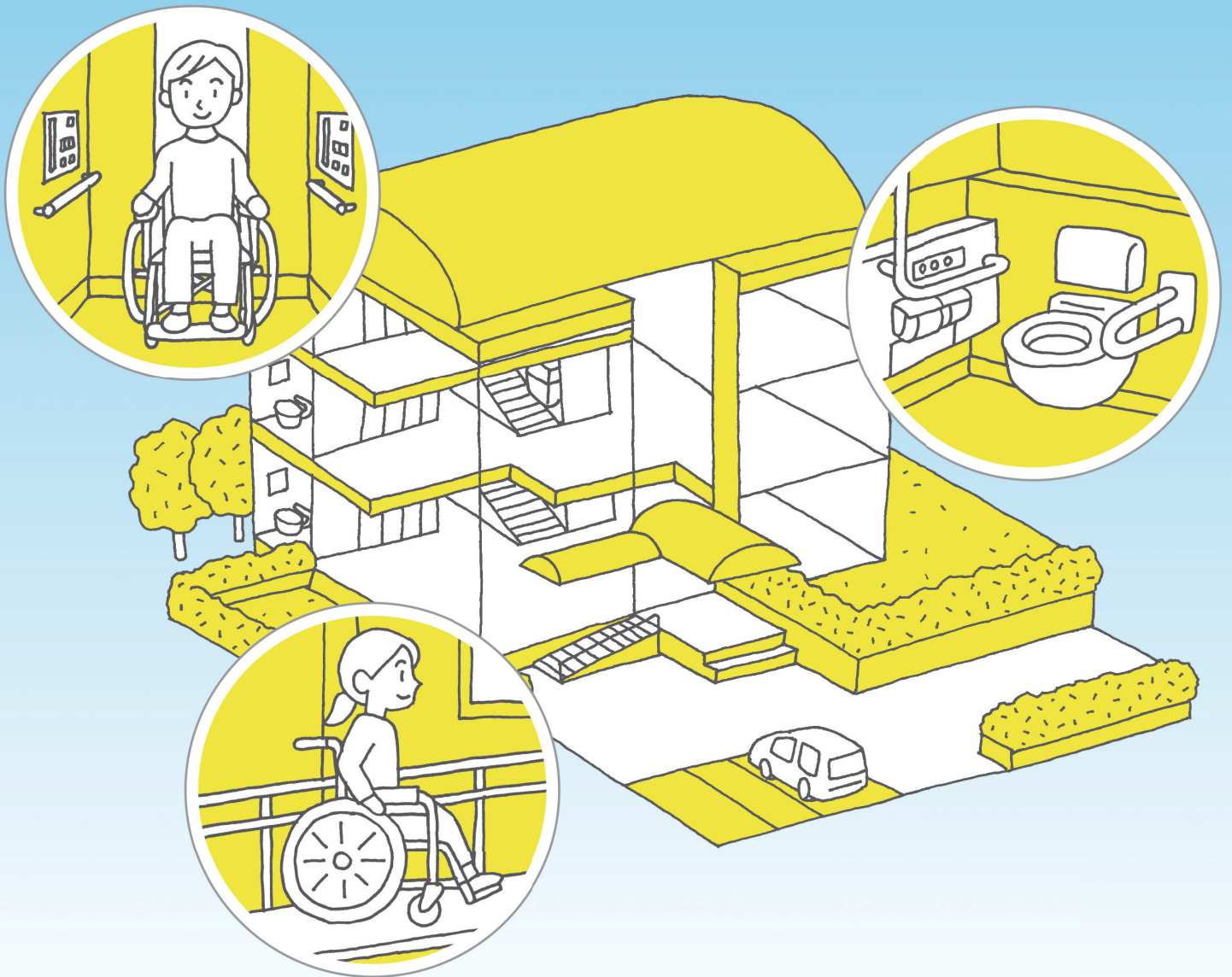


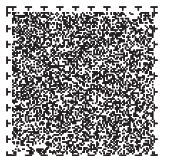
こども版

# 建築物バリアフリーパンフレット

東京をみんなにやさしい建物の都市に



東京都は、だれもが使いやすい建物をふやしています。



# 建築物バリアフリー条例とは

バリアフリー法  
国が定めた全国共通のバリアフリーの決まり

建築物バリアフリー条例  
東京都が定めた都内のバリアフリーの決まり

## 1 バリアフリー化しなければならない建物

誰でも使うことができる建物  
例) 病院や図書館など

建物を追加

たくさんの人が使う建物  
例) 学校やマンション・アパートなど

## 2 バリアフリー化しなければならない建物の大きさ

2,000㎡以上の建物

規模を拡大

建物によって三段階  
①全ての学校やマンション・アパートなど  
②500㎡以上のスーパーやレストラン など  
③1,000㎡以上ののスタジアムやホテル など

## 3 バリアフリールールの内容

・出入口や廊下などの幅  
・車いす用のトイレや駐車場の設置  
・段差のないルート(エレベーターやスロープの設置)の確保

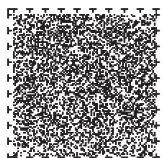
ルールを強化

・出入口や廊下などの幅(法律よりもさらに広く)  
・ベビーベッド・ベビーチェアの設置  
・ホテル・旅館の客室の広さ など

# バリアフリー化しなければならない建築物

バリアフリー法や建築物バリアフリー条例によって、バリアフリー化しなければならない建物は、下の表のとおりです。  
バリアフリー化の決まりを守らないと、建物を建てられません。

バリアフリー化が義務付けられる建築物	規模(床面積の合計)
① 学校 病院 保健所、税務署 老人ホーム、保育所、福祉ホーム 博物館、美術館、図書館 公衆トイレ など	全ての規模
② 百貨店、スーパー、コンビニ レストラン・ファーストフード 郵便局、美容院、銀行 など	500㎡以上  バasketコート1面分は約500㎡です
③ 劇場、スタジアム、映画館 ホテル、旅館 体育館、水泳場、ボウリング場 銭湯 など	1,000㎡以上  体育館は約1,000㎡です
● マンション、アパート など	2,000㎡以上  テニスコート8面分は約2,000㎡です

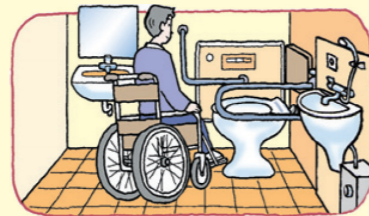


## バリアフリールールクイズ

### 〈問1〉

くるま よう ひつよう  
車いす用トイレに必要なものはどれでしょう？

- ① て 手すり
- ② べんざ 便座
- ③ ひろ 広いスペース
- ④ ひく いち て あら 低い位置の手洗い



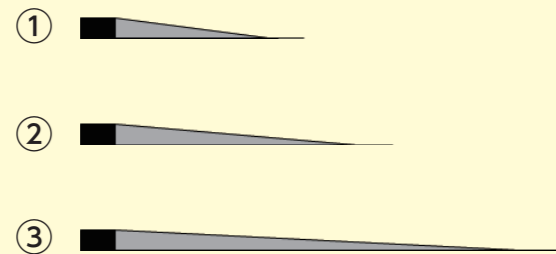
### 〈問3〉

くるま かた しょう せつび  
車いすの方が使用できる設備のサインはどれでしょう？



### 〈問2〉

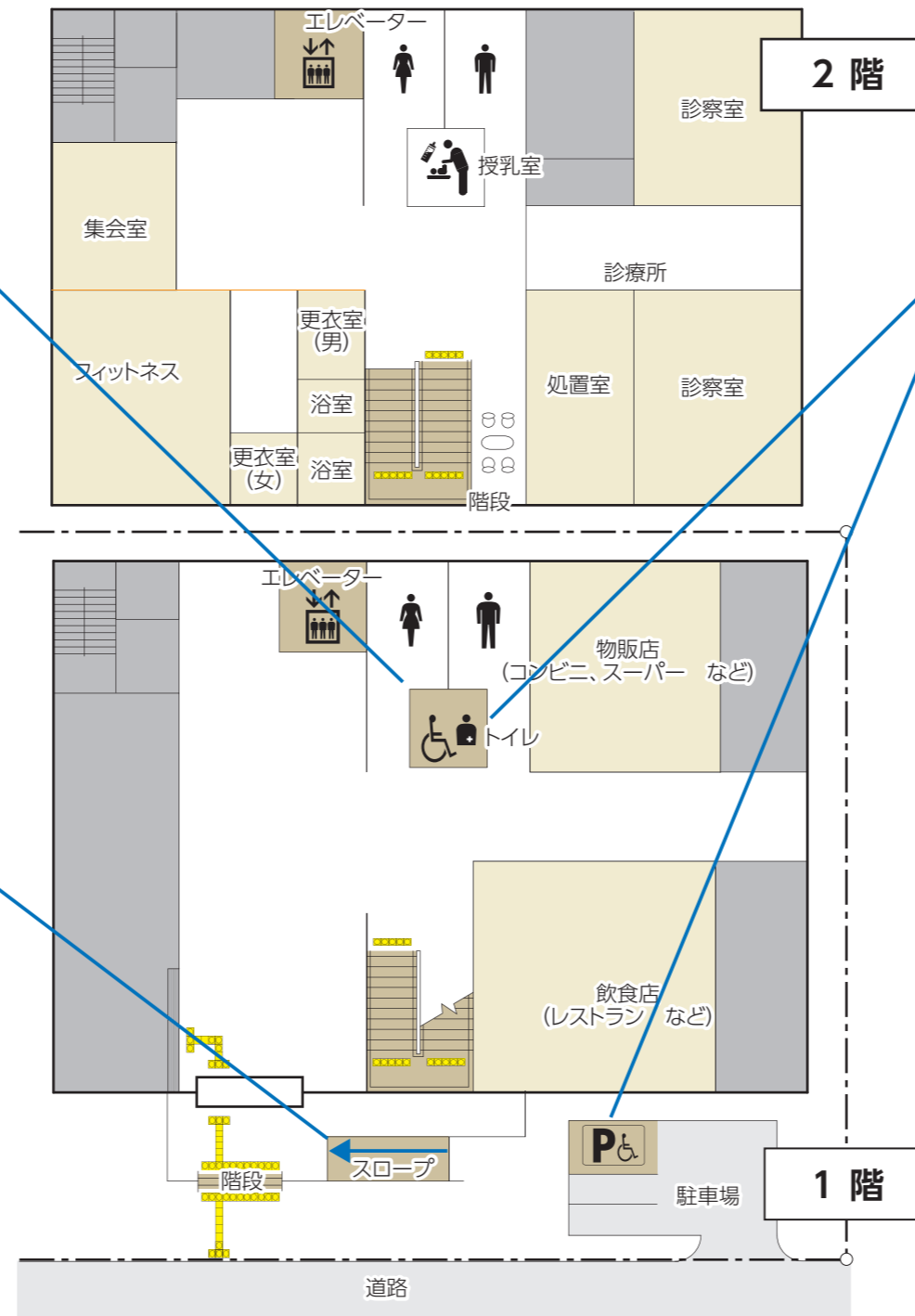
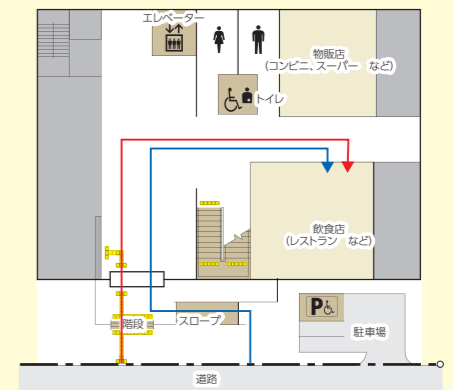
のぼるのがらくなスロープはどれでしょう？



### 〈問4〉

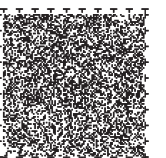
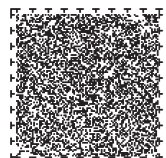
バリアフリールートはどちらでしょう？

- ① あか 赤
- ② あお 青



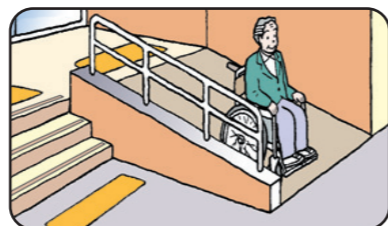
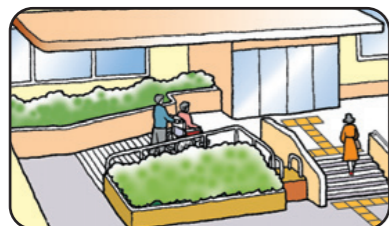
### 〈解説〉

すべての人が建物をスムーズに利用できるよう、「道からお店までのルート」には、段差の無いルートを1つ設けなければいけません。



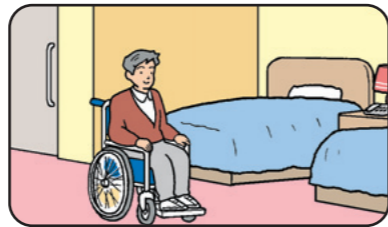
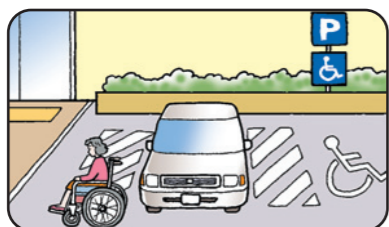
## マンション・アパートのバリアフリー

マンション・アパートの各住戸は使う人が決まっております、たくさんの方が使用する部屋ではありませんが、全ての方がスムーズに移動できるよう、道から各住戸までのルートには、段差の無いルートをもつて1つ設けなければいけません。



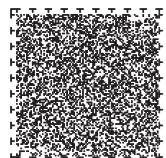
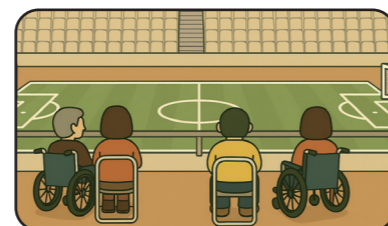
## ホテル・旅館のバリアフリー

ホテル・旅館の各客室は、たくさんの方が使用する部屋ではありませんが、全ての方がスムーズに移動できるよう、道や車いすの方が利用できる駐車場から各客室までのルートには、段差の無いルートをもつて1つ設けなければいけません。



## 映画館・スタジアムなどのバリアフリー

映画館やスタジアムの客席では、全ての方がスムーズに座席まで移動できるよう、客席の出入口から車いすの方が鑑賞、観戦などをするためのスペースまでのルートに、段差の無いルートをもつて1つ設けなければいけません。



## 建築物バリアフリー体験学習会

2025年8月に、都内の小学4年生から中学3年生の参加者を募集し、建築物バリアフリー体験学習会を開催しました。当日は、建物のバリアフリールールについての授業、バリアフリーの体験、施設見学を実施しました。

### <授業の様子>

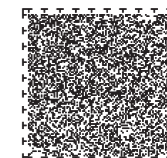


初めに、建物のバリアフリールールの授業を実施しました。  
点字ブロックやスロープ、エレベーターなど、参加者の皆さんの身近にあるバリアフリーを確認しながら、建物のバリアフリーを知っていただく機会となりました。

### <体験の様子>



体験会では、実際にスロープや階段などを使い、東京都と国のルールの違いを体験していただきました。  
普段と異なる体験をすることで、バリアフリー化の重要性を肌で感じていただきました。



# けんちくぶつ たいけんがくしゅうかい つづ 建築物バリアフリー体験学習会(続き)

## しせつ けんがく ようす ＜施設の見学の様子＞



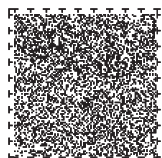
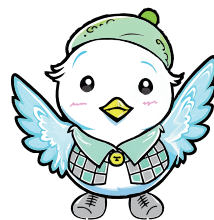
たいけんかい あと とうきょう  
体験会の後は、東京オリンピック・パラリンピ  
ックの競技会場でもあった東京アクアティクス  
センターの客席を見学しました。  
くるま しょう かつ かんらん  
車いすを使用する方の観覧スペースやトイレ  
けんがく くるま べんざ いじょうたいけん じっし  
を見学し、車いすから便座への移乗体験も実施  
しました。



いけんこうかん たいけんかい しせつけんがく き  
意見交換では、体験会や施設見学で気づいた  
ことや、感じたことを班ごとに話し合い、  
さいご ぜんたい はっぴょう  
最後に全体で発表をしていただきました。  
ほか ひと き いけん き たてもの  
他の人の気づきや意見を聞くことで、建物の  
バリアフリーへの理解を深めていただきました。

### ＜主な意見＞

- ・ オストメイトのサインや専用設備があることを初めて知った。
- ・ スロープの角度には、見た目以上に大きな違いがあった。
- ・ 障害のある方のための細かい工夫がたくさんあることを知った。



問合せ先 東京都都市整備局市街地建築部建築企画課やさしいまちづくり推進担当  
〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 (第二本庁舎3階南側)

電話 03-5388-3345

発行日 令和8年3月

登録番号 (7) 87

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。